

令和6年7月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和6年7月22日午後3時30分、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

出席委員（18名）

1番	玉 造 一 雄	2番	安 藤 和 利
3番	山 中 悦 朗	5番	宮 本 清 美
6番	坂 本 正 行	7番	鈴 木 茂
8番	池 田 勇	9番	境 政 一
10番	大 塚 徹	11番	石 津 昭 彦
12番	原 範 子	13番	池 田 治 和
14番	田 内 一 郎	15番	溝 口 竜 生
16番	間 山 房 枝	17番	立 花 紀 貴
18番	高 橋 克 美	20番	吉 川 弘

欠席委員（0名）

事務局職員（3名）

事務局長	岡 野 康 宏	局長補佐	菅 野 裕 之
主 事	山 本 宗 宏		

議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 神栖市農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
議案第4号 現況確認証明願について
- 第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について
報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願の受理について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 特定農地貸付けの廃止に係る届出の受理について

会 議 の 概 要

<開会：午後3時44分>

議 長 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員は18名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和6年7月神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に5番宮本清美委員、6番坂本正行委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、日程第2、議案第1号ないし議案第4号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしくお願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有権の移転について、番号1を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可(1)所有権の移転、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、自家消費のため、申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター1台、管理機1台で、農作業に従事する日数は年間150日、耕作計画はキュウリ、トマト、ジャガイモです。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。3番山中悦朗委員。

3番 はい、3番山中です。内容については事務局の説明のとおりでございます。譲受人は自家消費として作物を耕作していくとのごことでございます。担当委員としては異議ありません。委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有権の移転について、番号2を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可(1)所有権の移転、番号2について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、新規就農のため、申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター2台、耕運機2台で、農作業に従事する日数は年間300日、耕作計画はピーマンです。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。1番玉造一雄委員。

1番 はい、1番玉造です。先週、申請代理人から連絡がございまして内容を聞きました。譲受人は新規就農ということですが、現在ハウスが建っており、前の耕作者から譲り受けるということです。農機具もトラクター2台、耕運機2台を持っているということで、担当委員としては何ら問題ないかと思えます。委員皆様の審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-1、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号-1、農地法第5条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、自己住宅の建築ということで、贈与による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。9番境政一委員。

9番 はい、9番境です。現地調査を7月8日に行いました。申請内容につきましては事務局の説明のとおりであります。申請者は自己住宅を建築するため、生活環境が良い場所であり贈与を受けることでもあります。申請地は農用地区域外であり、周りに住宅が建っており、開発行為許可申請済みとのことなので、やむを得ないと判断いたしました。委員の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号-2、農地法第5条の規定による許

可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号－2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、自己住宅の建築ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。また、当該事案につきましては、令和6年6月24日の神栖市農業委員会定例総会において、農地法第5条の規定による許可申請があり、許可相当ということで決定がなされたところでございますが、諸般の事情により、譲受人が共有名義に変更となったということで、前回の農地法第5条の規定による許可申請を取り下げし、改めて農地法第5条の規定による許可申請がなされたところでございます。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。17番立花紀貴委員。

17番 はい、17番立花です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。当該案件については、令和6年6月24日の神栖市農業委員会定例総会において許可相当で決定されてましたが、諸般の事情により譲受人が共有名義に変更となったということで、報告第3号にもあるように前回の農地法第5条の規定による許可申請を取り下げし、改めて農地法第5条の規定による許可申請がなされたところでございます。担当地区委員としては許可相当だと思われませんが、皆様の更なる審議をお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号－3、農地法第5条の規定による許可についてを議題いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号－3、農地法第5条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号－3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、特定建築条件付売買予定地ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。7月19日に現地を確認しました。周辺は、住宅が建ち並んでおり、この度、特定建築条件付売買予定地ということで、10区画の申請となっております。担当委員としては問題ないかと思いますが、更なる審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。暫時休憩いたします。

<休憩：午後3時46分>

<再開：午後3時47分>

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第3号、神栖市農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第3号、神栖市農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、議案書に記載されている3筆について意見が求められているものでございます。その他、権利を設定する土地の所在等は、議案書記載のとおりとなっております。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第4号、現況確認証明願についてを議題といたします。坂本農地部会長に現地確認調査について説明を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。議案第4号、現況確認証明願の調査結果を報告いたします。現地調査日は7月22日月曜日、調査委員は玉造会長代理、山中農地副部会長、担当地区委員の石津委員、別案件担当の大塚委員、事務局2名と私の7名で行いました。非農地証明願番号1下幡木地内の農地の状況は、既に建物が建っており、宅地として使用されている状態であり非農地と判定いたしました。以上であります。委員の更なる審議をお願いいたします。

議長 農地部会長の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程第3、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第2号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第3号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願の受理について、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知書について、報告第5号、特定農地貸付けの廃止に係る届出の受理についてを、一括して事務局に報告を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに、報告第1号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年6月13日に届出があり受理しております。次に、報告第1号、

番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年6月18日に届出があり受理しております。次に、報告第1号、番号3についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年6月24日に届出があり受理しております。次に、報告第1号、番号4についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年6月24日に届出があり受理しております。次に、報告第1号、番号5についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年6月24日に届出があり受理しております。次に、報告第1号、番号6についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年7月8日に届出があり受理しております。次に、報告第1号、番号7についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年7月8日に届出があり受理しております。次に、報告第1号、番号8についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年7月9日に届出があり受理しております。次に、報告第1号、番号9についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年7月10日に届出があり受理しております。続きまして、報告第2号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、事務局よりご報告いたします。報告第2号、番号1についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は太陽光発電設備ということで、令和6年6月14日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号2についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は倉庫ということで、令和6年7月10日に届出があり受理しております。続きまして、報告第3号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願の受理について、事務局よりご報告いたします。当該事案につきましては、先ほどの議案第2号-2でも触れさせていただきましたが、令和6年6月24日の神栖市農業委員会定例総会において、許可相当ということで決定がなされていたところでございますが、諸般の事情により、譲受人が共有名義に変更となったということで、当該許可申

請を取り下げしたい旨の届出が、令和6年7月3日にあり受理したものです。続きまして、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局よりご報告いたします。当該案件につきましては、農地法第18条第6項の規定に基づき、神栖市農業委員会へ通知があったものでございます。通知人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。なお、受理件数は3件で、令和6年7月10日に受理しておりますのでご報告いたします。続きまして、報告第5号、特定農地貸付けの廃止に係る届出の受理について、事務局よりご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく特定農地貸付けにより、平成24年11月1日付で、神栖市と貸付人が貸付協定を締結し、同年12月25日付、農委指令第95号により承認されましたが、このたび貸付人より市民農園を廃止するため、貸付協定の合意解約申出書及び特定農地貸付けの廃止に係る届出があり、令和6年6月24日に受理しておりますのでご報告いたします。事務局からは以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 意見がないようですので以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、令和6年7月の定例総会を閉会いたします。

<閉会：午後4時12分>

神栖市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

議 長（会長）

議事録署名人

議事録署名人